

地方法人課税に関する検討会 報告書（概要）

平成30年11月20日

平成30年度与党税制改正大綱、経済財政運営と改革の基本方針2018等を踏まえ、地方法人課税における税源の偏在を是正する新たな措置について検討を行った結果、その概要は以下のとおり。

税源の偏在是正の必要性

● 近年、地方税収が全体として増加する中で、地域間の財政力格差が拡大

- ・ 地方交付税の交付団体では赤字地方債である臨時財政対策債の残高が累増している一方で、不交付団体では財源超過額が拡大し、基金残高も大きく増加。
- ・ 各種の財政指標で見ても、交付団体と不交付団体の均衡が大きく崩れている状況。

● 経済社会構造の変化に伴い、大都市部に税収が集中する傾向

- ・ 人口の東京一極集中が進行。大都市部の人材供給源となっている地方の活力の維持が必要。
- ・ 産業構造がサービス産業化。特に大法人の本店が大都市部に集中。全国で事業活動しながら、税収は大都市部に集中。今後、インターネット取引等店舗を必要としない事業形態の拡大等に伴い、この傾向は加速。
- ・ 企業組織の多様化（支店の地域子会社化、フランチャイズの拡大等）も税源偏在に影響。

● 全国知事会、全国市長会、全国町村会など地方団体からも、新たな偏在是正措置を求める提言・要望

新たな偏在是正措置の基本的な考え方

地域間の財政力格差拡大等に対応し、都市と地方が支え合い、共に持続可能な形で発展するため、新たな偏在是正措置を講じることが必要。その際、以下の3つの観点が必要。

● 地方税の充実確保と偏在性が小さい地方税体系の構築の調和を図る観点

- ・ 新たな偏在是正措置を講じるに当たっては、地方税の充実確保の要請との調和を図る観点から、地方税体系における補完的な位置付けとなることを踏まえる必要。

● 経済社会構造の変化への対応の観点

- ・ 新たな偏在是正措置を考える上で、地域における経済活動等に関する統計情報も参考。

● 交付団体と不交付団体の均衡の観点

- ・ 新たな偏在是正措置は、交付団体と不交付団体の均衡に留意し、実効性のあるものとする必要。その際、不交付団体の財政状況を踏まえて検討。

新たな偏在是正措置の具体的な方策等

- 新たな偏在是正措置は、法人事業税を対象とすることが適当
- 具体的な方策については、譲与税化により実効性のある偏在是正措置とすることができる場合には、譲与税化を基本として考えることが適当。
一方で、十分な偏在是正効果を得られない場合には、交付税原資化も視野に入れて検討する必要
- 譲与税化の場合、偏在是正という趣旨・目的に沿って、譲与基準を「人口」とすることを基本としつつ、譲与基準のあり方も含め、譲与税制度の中で適切な偏在是正効果を実現するための方策を検討すべき
- 実質的な地方税財源としての性格が維持されるよう、交付税及び譲与税配付金特別会計に直入
- 新たな措置は、将来に向かって安定した制度とすべき
- 偏在是正措置により生じる財源は、必要な歳出を地方財政計画に計上するなど、全額地方のために活用

(参考) 地方法人課税における新たな偏在是正措置のイメージ

